

○南丹市八木農村環境公園条例

平成18年1月1日
条例第176号

(設置)

第1条 農林業を通した環境問題への意識高揚と、安全・安心な地域農林産物の生産と加工・開発による経営改善及び担い手の育成を図るとともに、都市と農村の交流のための拠点施設として、南丹市八木農村環境公園(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南丹市八木農村環境公園
- (2) 位置 南丹市八木町氷所赤見21番地1外

(施設)

第3条 公園の施設内容は、次のとおりとする。

- (1) 田園ホール
- (2) 農食館
- (3) 草木工房
- (4) 農学舎
- (5) 温室
- (6) 便所棟
- (7) 農園
- (8) 駐車場

(開館時間及び休館日)

第4条 公園の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、午後5時以降の時間帯に施設利用の申込みがない場合は、午後5時までとする。

2 公園の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 月曜日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで

3 市長が特に必要と認めるときは、前2項の規定を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 公園及びその附帯施設を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

(利用の条件)

第6条 市長は、前項の利用の許可をする場合において、公園の管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設若しくは附帯設備その他器具備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が利用を不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によって公園の利用ができなくなったとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入園の拒否等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
 - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
 - (3) その他公園の管理上支障があると認められる者
- (利用者の管理義務)

第10条 利用者は、公園の利用に際し、[この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則若しくは指示に従うとともに、最善の注意をもって管理利用しなければならない。

- 2 利用者は、建物、附属設備、器具備品その他工作物を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。
- (利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用権を譲渡し、若しくは他人に利用させ、又は特に許可を受けた場合のほか目的外に利用してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、[別表第1](#)に規定する額に、消費税相当額([消費税法\(昭和63年法律第108号\)](#))に基づき消費税が課せられる金額に[同法](#)に基づく税率を乗じて得た金額及び[地方税法\(昭和25年法律第226号\)](#)に基づき地方消費税が課せられる金額に[同法](#)に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額の使用料を納付しなければならない。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第13条 使用料は、規則に定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由によって当該使用許可に係る施設を利用できなくなったとき。
- (2) その他市長が特に認めたとき。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、公園の管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 公園の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、[南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例\(平成18年南丹市条例第238号\)](#)の定めるところによる。
- 3 公園の管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、[別表第2](#)に定めるところとする。
- 4 指定管理者が行う公園の管理の基準は、[第4条](#)から[第9条](#)までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、[第4条](#)から[第9条](#)中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、[第12条](#)の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納入しなければならない。この場合において、[第12条](#)中「使用料」を「利用料金」とする。

- 2 [前項](#)の利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定めることができるものとする。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(委任)

第17条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 詐欺その他不正行為により利用料金を免れた者は、5万円以下の過料に処し、なお免れた利用料金を追徴する。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成18年1月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 [この条例](#)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の八木町農村環境公園の設置

及び管理に関する条例(平成12年八木町条例第14号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年6月28日条例第289号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の南丹市八木農村環境公園条例第4条の規定により市長から利用の許可を受けているものについて、改正後の南丹市八木農村環境公園条例第13条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第5条の規定により指定管理者から利用の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成29年12月22日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第12条関係)

南丹市八木農村環境公園使用料

利用場所等		単位	使用料
田園ホール	ホール	昼間1時間当たり	3,710円
		夜間1時間当たり	4,630円
	会議室	昼間1時間当たり	470円
		夜間1時間当たり	560円
	和室	昼間1時間当たり	380円
		昼間1時間当たり	470円
	ホワイエ	1m ² 当たり	10円
農食館	そば等調理体験室	1時間当たり	930円
	包装室	1時間当たり	190円
草木工房	木工工作室 木工装飾物加工室	1時間当たり	930円
	陶芸 紙すき室	1時間当たり	470円

備考

1 昼間＝午前9時から午後6時まで 夜間＝午後6時から午後10時まで

2 特に指定する備品の使用料は、別に定める額とする。

3 特別に使用した電気等の使用料は、別に実費を徴収する。

4 冷暖房を利用する場合の使用料の額は、上記使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

5 営利、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

6 農食館・草木工房については、年10回以上使用の場合は、使用料に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、営利目的の場合は、例外とする。

別表第2(第15条関係)

指定管理者に行わせる業務の範囲	
1	地域農林産物の加工・開発に係る事業及び都市と農村交流事業の実施に関する業務
2	施設の使用に関する付随業務(利用の許可、利用料金の徴収、利用の停止及び利用許可の取消し等)
3	施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務
4	その他施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務